

議第 29 号 呉市地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 48 号。以下「農工法改正法」といいます。）による地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）の一部改正により引用条項の移動が生じたことなどに伴い、関係規定の整理を行うものです。

2 地域再生法の一部改正の内容

農村地域工業等導入促進法（昭和 46 年法律第 112 号）による農村地域への導入促進の対象となる産業の業種は、工業等（※）に限定されておりました。

しかし、産業構造が変化する中で引き続き農村地域において就業の場を確保するため、農工法改正法により当該限定は廃止され、地域再生法の遊休工場用地等に導入する産業の特例に関する規定（同法第 5 条第 4 項第 9 号、同条第 6 項及び第 17 条の 26）が削除されました。

なお、人口 20 万人以上の市の区域は農村地域から除かれるため、本市への影響はありません。

※ 工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業

3 条例改正の内容等

地域再生法の一部改正に伴う引用条項の整理を行います。

なお、本改正による固定資産税の不均一課税の内容に変更はありません。

4 施行期日

公布の日

5 新旧対照表

現行	改正案
(目的) 第 1 条 この条例は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号。以下「法」という。）第 5 条第 16 項の認定を受けた同条第 1 項に規定する地域再生計画に記載された <u>同条第 4 項第 4 号</u> に規定する地方活力向上地域内において、法第 17 条の 2 第 3 項の認定を受けた同条第 1 項の地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、地域再生法第 17 条の 6 の	(目的) 第 1 条 この条例は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号。以下「法」という。）第 5 条第 15 項の認定を受けた同条第 1 項に規定する地域再生計画に記載された <u>同条第 4 項第 5 号</u> に規定する地方活力向上地域内において、法第 17 条の 2 第 3 項の認定を受けた同条第 1 項の地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、地域再生法第 17 条の 6 の

地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し，又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）に係る固定資産税の課税について呉市税条例（昭和25年呉市条例第33号）の特例を定めることにより，本市の経済の活性化及び雇用機会の創出を図ることを目的とする。

地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し，又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）に係る固定資産税の課税について呉市税条例（昭和25年呉市条例第33号）の特例を定めることにより，本市の経済の活性化及び雇用機会の創出を図ることを目的とする。